



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*23 和歌山県税規則の一部を改正する規則

(税務課)..... 1

規 則

和歌山県規則第23号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式中「和歌山県信用漁業協同組合連合会」を「なぎさ信用漁業協同組合連合会（和歌山県内の店舗に限る。）」に改める。

別記第16号の30様式中「したので指定納期限までに納入されたく通知します」を「しましたので通知します。納入すべき金額を別添の納入書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納入場所で納入してください」に、「納めるべき額」を「納入すべき金額」に改める。

別記第16号の31様式及び別記第16号の32様式中「しましたので指定納期限までに納付されるよう通知します」を「しましたので通知します。納入すべき金額を別添の納入書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納入場所で納入してください」に、「納付すべき額」を「納入すべき金額」に改める。

別記第16号の33様式中「したので指定納期限までに納入されたく通知します」を「しましたので通知します。納入すべき金額を別添の納入書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納入場所で納入してください」に、「納めるべき額」を「納入すべき金額」に改める。

別記第16号の34様式中「しましたので指定納期限までに納付されるよう通知します」を「しましたので通知します。納入すべき金額を別添の納入書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納入場所で納入してください」に、「納付すべき額」を「納入すべき金額」に改める。

別記第16号の35様式中「したので指定納期限までに納入されたく通知します」を「しましたので通知します。納入すべき金額を別添の納入書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納入場所で納入してください」に、「納めるべき額」を「納入すべき金額」に改める。

別記第16号の36様式中「しましたので指定納期限までに納付されるよう通知します」を「しましたので通知します。納入すべき金額を別添の納入書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納入場所で納入してください」に、「納付すべき額」を「納入すべき金額」に改める。

別記第17号様式中「しましたから指定納期限まで納付されたく通知します」を「しましたので通知します。納付すべき金額を別添の納付書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納付場所で納付してください」に改める。

別記第18号の2様式中「第72条の49第4項」を「第72条の48の2第5項」に改める。

別記第21号様式中「したから指定納期限までに納付されたく通知します」を「しましたので通知します。納付すべき金額を別添の納付書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納付場所で納付してください」に改める。

別記第24号様式中「したので指定納期限までに納入されたく通知します」を「しましたので通知します。納入すべき金額を別添の納入書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納入場所で納入してください」に、「納めるべき額」を「納入すべき金額」に改める。

別記第25号様式中「したので指定納期限までに納付されるよう通知します」を「しましたので通知します。納入すべき金額を別添の納入書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納入場所で納入してください」に、「納付すべき額」を「納入すべき金額」に改める。

別記第32号様式中「したから、指定納期限までに納付されるよう通知します」を「しましたので通知します。納付すべき金額を別添の納付書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納付場所で納付してください」に、「からの納付」を「から納付」に改める。

別記第36号の2様式中「したので指定納期限までに納入されたく通知します」を「しましたので通知します。納入（付）すべき金額を別添の納入（付）書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納入（付）場所で納入（付）してください」に、「納めるべき額」を「納入（付）すべき金額」に改める。

別記第36号の3様式中「したので指定納期限までに納付されるよう通知します」を「しましたので通知します。納入（付）すべき金額を別添の納入（付）書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納入（付）場所で納入（付）してください」に、「納付すべき額」を「納入（付）すべき金額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。